

# WIPO 国際事務局での ハーグ制度に関する業務について

世界知的所有権機関 ハーグ登録部 アソシエイトオフィサー 尾曲 幸輔

## 抄録

本稿では、ハーグ協定ジュネーブ改正協定への近年の加入国の情報、筆者の所属する世界知的所有権機関のハーグ登録部での日常業務及びハーグ作業部会の内容を中心に紹介しています。

## 1. はじめに

筆者は2019年3月より世界知的所有権機関（以下、WIPO）のハーグ登録部にて、国際意匠登録制度（以下、「ハーグ制度」）に携わっています。ハーグ登録部は、国際出願の方式審査や国際登録の管理等を担当する業務運用室（Operation Service）、ハーグ制度に関する普及、啓蒙活動を担う情報推進室（Hague Development and Promotion Section）、ハーグ制度の法的基盤の整備や、各国知財庁、制度ユーザーに対する、ハーグ制度に関する法的助言等を担当する法務室（Hague Legal Affairs Section）、ITシステムの開発、運用、管理を担当する情報システム室（Hague Information Systems Division）といった4つのセクションで構成されており、筆者が所属するのは法務室になります。

筆者と意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下、「ハーグ協定」）のこれまでの関わりを紹介いたしますと、まずはじめに、日本がハーグ協定加入に向けて準備していた2013年、外務省に赴任し、ハーグ協定及びロカルノ協定加入の国会承認を得るための業務に携わっていました

（当時のことについての記事<sup>1)</sup>をご参照ください。）。このときは、加入を希望する国という立場で、ハーグ協定加入が日本にどのような利益をもたらすか、また加入に際してどのような障壁がありどうやってそれを克服すべきかを検討しておりました。そして日本の加入以降は、意匠審査業務において、意匠の国際出願で指定される国の審査官という立場で、そして、現在のWIPO赴任においてはハーグ協定本体のみならず、ハーグ協定共通規則（以下、「共通規則」）、実施細則を運用及び管理する国際事務局という立場で関わっており、様々な立場から多面的にハーグ協定に携わる機会を得たことになります。

本記事は、筆者の前任者が寄稿した前回記事<sup>2)</sup>から本稿執筆（2020年9月）までの1年8ヶ月の間に①新規に加入した国の紹介、②筆者がWIPOで日常的に行っている業務の紹介、そして業務の中心を占める③ハーグ作業部会の紹介という構成で執筆したいと思います。なお、ハーグ制度における国際事務局の役割、日本加入以降のハーグ制度の動向については、これまでのハーグ登録部赴任者による寄稿<sup>3)</sup>に詳しい説明がありますのでご参照ください。ま

1) 特技懇no.277 P.19～23「ハーグ協定及びロカルノ協定加入の国会承認を得るまで」(特許庁技術懇話会、2015.5.13)  
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/277/277tokusyu3.pdf>

2) 特技懇no.292 P.42～53「我が国加入以降の意匠の国際登録に関するハーグ制度の動向について」(特許庁技術懇話会、2019.1.28)  
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/292/292tokusyu05.pdf>

3) 特技懇no.277 P.10～18「ハーグ国際意匠登録制度におけるWIPO国際事務局の役割」(特許庁技術懇話会、2015.5.13)  
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/277/277tokusyu2.pdf>  
特技懇no.292 P.42～53「我が国加入以降の意匠の国際登録に関するハーグ制度の動向について」(特許庁技術懇話会、2019.1.28)  
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/292/292tokusyu05.pdf>

た、本稿は個人の見解を含みWIPOの公式見解ではないことを予めお断りいたします。

## 2. 新規加入国の紹介

筆者が着任した2019年3月から本原稿執筆時までの間に、ベトナム、サモア、イスラエル、メキシコ、スリナムの5か国がハーグ協定に加入しました。加入書の寄託は、各知財庁のトップがジュネーブに集まるWIPO総会のタイミングで行われることが多く、先にあげたベトナム、サモア、イスラエルについては、2019年9月に開催された第59回WIPO総会時に加入書を寄託しています。

一国の加入に際しては、当該国と国際事務局との間で、入念な事前調整（どの宣言が可能で、どのように宣言するか等）を行ったうえで加入書を寄託するのが通例です。新規国から加入書が寄託されると、具体的に次の業務を速やかに行うこととなります。当該国へのオフィシャルレター作成、出願や更新等の各種様式（DM forms）の修正、Information Notice（後述）による周知、宣言事項含め加入国の一覧情報を提供するHague Member Profilesへの情

報追加、手数料表及びFee Calculatorのアップデート、eFilingをはじめとしたITサービスの修正等々、一国の加入によりハーグ登録部内の全てのセクションに渡って様々な業務が発生します。これらを遅滞なく行っていくことが国際事務局の重要な役割の一つです。

各締約国の宣言事項や法制度へのリンクはHague Member Profilesに網羅的に掲載されております。ここでは、先に紹介した新規加入5か国のうち、比較的宣言事項の多いベトナムとメキシコについてご紹介します。

### 2.1 ベトナム

日本のユーザーからもASEAN諸国のハーグ協定加入が期待されるなか、ベトナムは、シンガポール、ブルネイ、カンボジアに続き、ASEANからの4番目の加入国になりました。ベトナムは、実体審査国であり、クレーム記載が必須、公表の延期が認められていない等指定にあたって留意すべき点は多いかもしれません。以下にベトナムの宣言事項を紹介します【表1】。

表1 ベトナムの宣言事項<sup>4)</sup>

条文又は規則	宣言事項	宣言内容等
第5条 (2) (b) (ii)	国際出願に追加される必須の内容 (簡潔な説明)	ベトナムを指定する際には、意匠の特徴についての簡潔な説明が必須となっています。
第5条 (2) (b) (iii)	国際出願に追加される必須の内容 (請求の範囲)	ベトナムを指定する際には、クレームの記載が必須となっています。
第11条 (1) (b)	公表の延期を認めない	ベトナムの意匠制度は、公表の延期についての規定を有していないため、ベトナムを指定する場合、公表の延期は認められません。
第13条 (1)	意匠の単一性に関する特別の要件	ベトナムの意匠制度は、(意匠の単一性や使用の単一性を満たす場合やそれほど相違のないバリエーションの意匠である場合を除き)一出願に一の意匠しか認められておりません。
第17条 (3)	保護の存続期間	登録の日から15年
第9規則 (3) (a)	意匠に要求される特定の図	意匠が立体的なものである場合、斜視図が必須です。
第12規則 (1) (c) (i)	標準指定手数料の等級	レベル3

4) WIPOウェブサイト「Hague Member Profiles (Viet Nam)」

<https://www.wipo.int/hague/memberprofiles/#/result?countries=10700&datafields=9579,9578,9580,9577,9581,9587,9590,9592,9591,9588,9585,9586,9593,9589,9582,9583,9584,9645>

## 2.2 メキシコ

メキシコは、未だハーグ加入国の進んでいないラテンアメリカ地域で初めてのスペイン語国となります<sup>5)</sup>。実体審査国であり、個別指定手数料が設定されている、公表の延期は認められていない、アメリカ同様二段階納付を採用している点等に留意すべきかもしれません【表2】。

## 3. 日常的な業務について

### 3.1 ハーグ制度に関する情報

#### Hague Information Notices<sup>7)</sup>

ハーグ制度に関連する最新かつ公式情報に関しては、Hague Information Noticesを確認していただくのが最も確です。締約国が行った宣言（第26

規則(2))、為替レート変動により設定された新たな手数料の額（第28規則(2)(c)及び(d))、実施細則及びその修正（第34規則(3)(a)）は機関のウェブサイトにおいて公表することと規定されておりますが、そのウェブサイトと相当するのがこのHague Information Noticesにあたります。先に挙げた共通規則で定められた情報の他、新規締約国の加入のお知らせや、特に今年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で多かった締約国官庁の閉庁のお知らせ等、ハーグ制度ユーザーにとって重要な情報はこちらで英語、フランス語、スペイン語でアナウンスしております。なお、Hague News<sup>8)</sup>に登録しておけば、Information Noticeをはじめとしたハーグ関連のニュースレターをメールいち早く入手することができます。

表2 メキシコの宣言事項<sup>6)</sup>

条文又は規則	宣言事項	宣言内容等
第7条(2)	個別指定手数料	メキシコは意匠に関して実体審査を行う国ですので、この宣言をすることができます。中小企業等には割引額が適用されます。
第11条(1)(b)	公表の延期を認めない	メキシコの意匠制度においては、公表の延期についてのを規定を有していないため、メキシコを指定する場合、公表の延期は認められません。
第13条(1)	意匠の単一性に関する特別の要件	メキシコの意匠制度においては、一の出願に一の意匠又は単一のコンセプトを形成する相互に関連するグループの意匠を含むことが認められています。
第16条(2)	国際登録簿における記録の変更	国際登録の所有権変更は、メキシコ知財庁がその変更を裏付ける文書を受領するまで、メキシコにおいては効力を生じません。所有者はしかなるべき文書をメキシコ知財庁に提出して、所有権変更を記録する必要があります。
第17条(3)	保護の存続期間	25年
第8規則(1)(a)(i)	出願人及び創作者に関する特別の要件	メキシコの意匠制度では意匠の創作者の名前で意匠出願する必要があります。
第12規則(3)	2つの部分に分けて支払うことができる個別指定手数料	第一の支払いは国際出願の時点、第二の支払いはメキシコ知財庁による当該国際意匠が登録要件を満たす旨の通知に応じてすることになります。
第18規則(1)(b)	国際登録の効果の日	メキシコは実体審査国であり、国際登録の効果の拒絶の通報の期間は12ヶ月とする旨宣言しています。

5) WIPOウェブサイト「Mexico Joins the Hague System」  
[https://www.wipo.int/hague/en/news/2020/news\\_0006.html](https://www.wipo.int/hague/en/news/2020/news_0006.html)

6) WIPOウェブサイト「Hague Member Profiles (Mexico)」  
<https://www.wipo.int/hague/memberprofiles/#/result?countries=10840&datafields=9577,9581,9579,9578,9580,9588,9587,9589,9585,9592,9590,9586,9591,9593,9584,9645,9582,9583>

7) WIPOウェブサイト「Hague Information Notices」  
<https://www.wipo.int/hague/en/notices/>

8) WIPOウェブサイト「Hague Information Notices」  
<https://www.wipo.int/hague/en/notices/index.jsp?items=40>

筆者が日常的に行っている業務の一つがこの Information Noticesのドラフトです。官庁からのオフィシャルレターを受領する等、アナウンスすべき情報を入手してから、内容の正確性のみならず正確な用語が使用されているか過去発行された Information Noticesとの整合性等の点に留意しつつ英語でドラフトを行います。それをトランスレーターに渡してフランス語及びスペイン語に翻訳します。トランスレーターは必ずしもハグ制度に通じているわけではないので、翻訳されたものを再度確認します。とはいえ、筆者もフランス語やスペイン語に通じているとは言えないので辞書やインターネットを駆使しつつ確認作業を行います。さらにユーザーに誤った情報を提供しては混乱を招くので記載内容についてはハグ登録部内で仔細に確認したうえでウェブサイトアップロードされることになります。

### 3.2 質問対応、連絡調整

日常的な業務として、ハグ制度に関する総合的な質問窓口である Contact Hague 経由、WIPO 日本事務局経由、JPO 経由でいただくハグ制度全般についての質問への対応、さらにイレギュラーな個別案件等の取り扱いについて日本の特許庁との連絡調整等があります。寄せられる質問については、ハグ制度の法的事項に関するものだけでなく、審査運用に関わるものであったり、ITに関わるものであったりするので、必要に応じて各担当に尋ねて回答作成を行っております。また質問内容は、実務に関するものが多く、ユーザーの皆様がどんなところを疑問に思うか、不便に思っているのかを直に感じられ、ユーザーの視点でハグ制度を見直すことのできるよい機会です。

### 3.3 新型コロナウイルス対応

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で多くの官庁が種々の対応を迫られているところ、WIPOも決してその例外ではありません。ジュネーブで行われる予定であった会合のほとんどは延期もしくはヴァーチャル会合となりました。日常業務を紹介する本章にふさわしいトピックではないかもしれませんが、すでにこの対応が日常になりつつあるので、2020年9月時点の状況をご紹介します。

WIPOでは2020年3月半ばより感染拡大防止の

ため全職員がリモートワークに移行しました。その決定から実行までは非常に迅速なものでした。各職員にセキュリティ対策の施されたノートPCが貸与され、ほぼ見切り発車とも思われるような機敏さでリモートワークが開始されました。とはいえIT部門がサポートに尽力していたおかげで、接続トラブル等があってもすぐに解決することができ、実行当初は戸惑いもあったもののすぐに新しい環境に慣れ業務を遂行することが出来ました。本原稿執筆時点では、すでに職員のオフィスへの復帰が段階的に始まっており、多くの職員は週に数日オフィスで執務しております。筆者は7月末にオフィス復帰をしたので約4ヶ月半の間完全なリモートワークをしていました。WIPOの建物内はソーシャルディスタンスの確保や衛生面での対応が徹底されており、各所に消毒液が設置され、エレベーターは同時搭乗可能人数は一人のみ、カフェテリアもテーブルの数が減らされているような状況です【図1】。現在筆者は2人部屋のオフィスで執務しておりますが、一部屋に複数人が同時に滞在することはリスクがあるため、同部屋の同僚は筆者がリモートワークをしている曜日にオフィスで仕事をするという体制をとっております。また、会議等も全てリモートで行っているので多人数が一度に集まる機会もなく、オフィス全体が閑散としています。この状況がいつまで続くのかまだ先は見えておりません。

各国の知財庁が新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮して各種手続の期限延長等の情報を各庁のウェブサイトで公表しております、ところが、これらを一覧できる情報源がなかったために、WIPOは



図1 ソーシャルディスタンスが確保されたWIPO内カフェテリアの様子

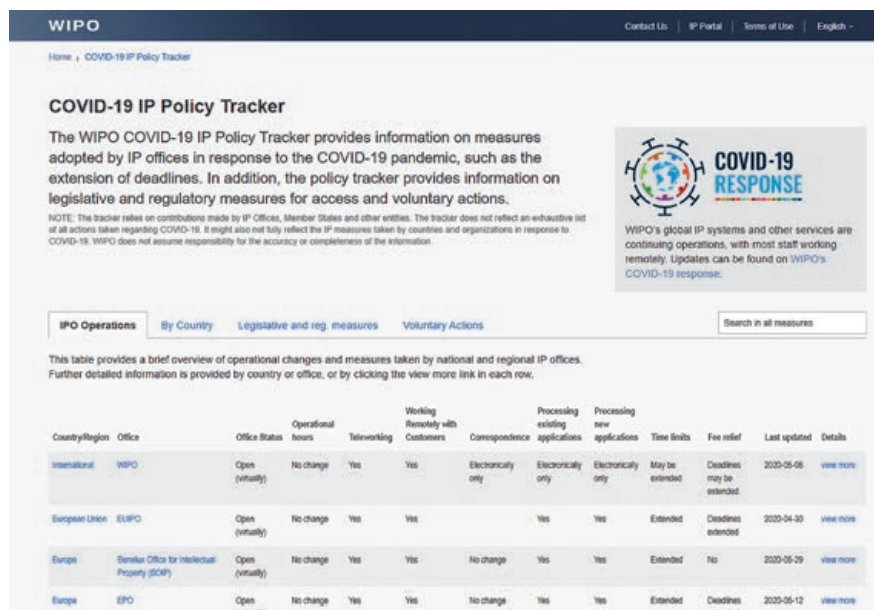


図2 COVID-19 IP Policy Tracker トップページ

COVID-19 IP Policy Trackerというウェブサイト<sup>9)</sup>を新設して各庁の最新情報を提供するように努めています【図2】。(COVID-19 IP Policy Trackerに掲載された情報は各官庁等のパンデミック対応のすべてが網羅的に掲載されているわけではないので、より最新かつ詳細な情報については各官庁のウェブサイト等で確認することを推奨します。)

一方筆者は、各官庁から通知されるパンデミックの影響による閉庁の情報を基に、Information Noticeを作成していました。また、ハーグ制度未加入国への加入へ向けた支援も筆者の重要な業務のひとつですが、新型コロナウイルスが流行する前に、ある未加入国へ出張しハーグ制度の利便性や加入を前提としたワークショップを開催する予定で、航空券のチケットも取るところまで準備を進めていたものの、直前でキャンセルとなり筆者の業務にも直接的な影響を及ぼしています。

こうした全世界的な緊急事態下においては、郵便事情が不安定になるので紙の郵便による正式なコミュニケーションを見直す機会となりました。結果的に、今回のパンデミックからの経験を踏まえ、ま

た現在進行中の緊急の問題であることを鑑みて、ハーグ作業部会での議論を経ずに、直接2020年9月に開催予定の第40回ハーグ同盟総会に、出願人(及び代理人)のeメールアドレスを必須の記載項目とする旨の共通規則改正の提案を行っています<sup>10)</sup>。

#### 4. ハーグ作業部会

筆者の所属するリーガルセクションでは、「意匠の国際登録のためのハーグ制度の法的発展に関する作業部会(以下、「ハーグ作業部会」)の準備が最も大きな比重を占める業務だと言えるかもしれません。ハーグ作業部会は、国際事務局が各締約国及びオブザーバー国、ユーザー団体を招いてハーグ制度の法的発展について議論する場であり、2011年に開催された第1回から昨年の第8回までほぼ毎年行われています。議題は共通規則改正や実施細則改正に係るものが多く、ここで採択された議案がハーグ同盟総会に付託され採決されるというプロセスを経て規則等改正が行われます。なお、近年のハーグ作業部会の様子はWebcasting<sup>11)</sup>でリアルタイムでも

9) WIPOウェブサイト「COVID-19 IP Policy Tracker」

<https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/#/covid19-policy-tracker/ipo-operations>

10) 「Special Union for the International Deposit of Industrial Designs (Hague Union)」

[https://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/h\\_a\\_40/h\\_a\\_40\\_1.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/h_a_40/h_a_40_1.pdf)

11) WIPOウェブサイト「Webcasting and Speech-to-Text Transcripts」

<https://www.wipo.int/webcasting/en/>

アーカイブでもインターネット上で閲覧することができます【図3】。筆者はこれまでに2019年10月30日から11月1日に開催された第8回ハーグ作業部会<sup>12)</sup>の準備に携わることが出来ました。以下、主な議題についてご紹介いたします。



図3 第8回ハーグ作業部会の様子

#### 4.1 出願後の優先権主張の追加

ジュネーブ改正協定第6条(1)(a)においては、出願後に行う優先権主張の申立て期限を規則に定める旨が規定されています。ところが、当該期限に関する規則が未整備であったことから、国際事務局よりこれを新設する提案がなされました。

優先権主張の申立て期限について、他制度を参照すると、原則的にPCT制度では、優先日から16ヶ月(特許協力条約に基づく規則 第26規則の2 1(a))、特許法条約(PLT)においては、PCTで規定される期間より短くはないと規定されています(特許法条約に基づく規則 第14規則(3))。さらに未だドラフトではあるものの意匠法条約においては、優先日から6ヶ月と規定されています。

一方で、国際出願において指定の多い各締約国の意匠制度に目を向けてみると、出願後に優先権主張の申立てをできる期間は、それぞれ原則的にEU1ヶ月以内、ロシア2ヶ月以内、ウクライナ3ヶ月、米国は出願が係属中、また出願人国籍別で国際出願の多い締約国を見ると、ベネルクスは出願の次の月まで、ドイツは優先日から16ヶ月以内、イタリアは出願から1ヶ月以内という申立て提出期間に猶予を設けています。

こうした各制度を考慮しつつ、国際事務局より、優先権の申立て期限は、即時公開のリクエストがない限り出願日から2ヶ月、間接出願の場合は国際事務局が国際出願を受理した日から2ヶ月、申立てには一定の手数料を伴うこと等を規定した共通規則第22規則の2を提案しました。

議論の場においては、米国からは優先権主張の訂正も同じ条項で規定すべきである旨等の指摘があったものの、優先権主張の訂正の在り方については今後議論していくこととし、本提案には特段の反対意見もなく若干の修正を加えて合意されました。

#### 4.2 ハーグ制度における財政的持続可能性、手数料表改定の可能性

ハーグ同盟の慢性的な赤字状況が続いており、これを改善し財政的な持続性を保つために、国際事務局から手数料表改定の提案をいたしました。その背景として、2016年12月に実施された監査において、ハーグ同盟の赤字を解消するため手数料の見直しを検討する必要があるとの報告がされたこと、2018年7月の第7回ハーグ作業部会において、締約国である米国から「組織の財政的健全性への貢献」と題された報告書が提出され手数料体系の包括的な見直し及び赤字対策の検討の必要性が強調されたこと、さらに第38回ハーグ同盟総会で、米国より長期的な財政の安定性が何よりも大事であり、作業部会でハーグ制度の手数料を見直す必要があると指摘を受け、今回の提案に至りました。

作業文書において、ハーグ同盟における赤字状況は主に以下の要因によって引き起こされたものと分析しています。

- 2003年EU共同体意匠制度の発足により、多くの欧州ユーザーがハーグ制度ではなくEU共同体意匠制度を利用した意匠出願に移行し、この時点でのハーグ協定の多くの締約国は欧州の国々であったため、ハーグ出願件数が前年比41%も減少し、さらに翌2004年は前年比43%減少し、出願手数料による収入が著しく減少したこと
- 2014年韓国加入、2015年日本、米国加入と多

12) WIPOウェブサイト「Working Group on the Legal Development of the Hague System for the International Registration of Industrial Designs」  
[https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=50448](https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=50448)

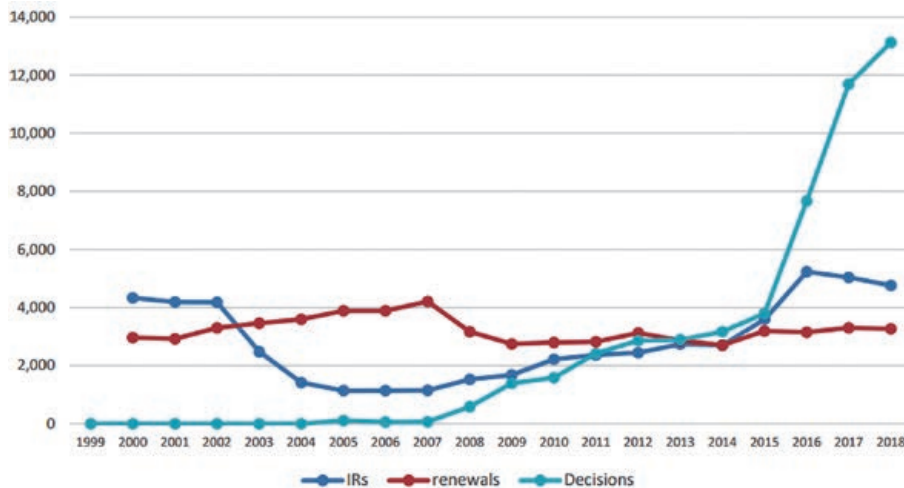


図4 国際登録、更新、審査官決定の件数推移

数の指定が期待される審査国が連鎖的に加入したことによって、国際事務局による通報数の劇的な増加【図4】や審査の複雑化から審査官のワークロードが増したこと、

- 2017,2018年に新たなITシステムが開発されたことによって支出が増加したこと

ハーグ協定第23条(4)(b)に定められているように、手数料の額は、手数料及び他の財源による同盟の歳入が少なくとも同盟に関する国際事務局の全ての経費を賄うことができるように決定することになっております。

このような背景から現行の赤字と将来の歳出及び歳入の予測、また第5回作業部会の議論も踏まえたうえで、各種手数料のうち、追加意匠の改定が提案されました。

現在の手数料表では、国際出願の基本手数料397スイスフランに対して同じ国際出願に含まれる追加意匠については19スイスフランという金額設定になっております。制度ユーザーにとってみれば支払う額は小さい方がありがたいのは当然と思う一方、一審査官の視点に立ち、どの意匠にも同じだけのワークロードをかけて審査を行うことを考慮すると、397スイスフランと19スイスフランの差は大きすぎるとも思えます。

また、現在の出願手数料の額は、ハーグ協定発効以来改訂されておらず約20年前に設定されたものという点も考慮すべきです。当時の加入国はヨーロッパの無審査国が主体でした。したがって手数料

もそういった制度の運用コストを前提に考慮されたものと思われます。しかし、2014年韓国、2015年日本、米国を皮切りとした近年の審査国の加入ラッシュによる拒絶通報の激増や、これら新規加入国の多様な制度に対応するための国際事務局の運用負担の飛躍的な増加によって支出が大幅に増えている事実も考慮に値するでしょう。

国際事務局の用意した提案では、あるべき追加意匠の額を調査するにあたり、国際出願の指定件数、国際出願件数、(国際出願に限らず)意匠出願件数という観点から出願活動の盛んな37か国を選び、これら国の手数料体系を調査し、ハーグ制度の手数料と類似する(つまり、複数意匠出願を受け付けており、意匠ごとに手数料が課される)20制度を選び出し、これら制度における1意匠目の手数料に対する追加意匠(2意匠目以降の意匠)の手数料の平均をとったところ、62.8%という結果を得ることが出来ました。一方、ハーグ制度におけるこの比率は4.8%(=19/397)であり、主要国制度の平均より著しく低い金額設定となっていることが判明しました。

とはいえ主要国平均が62.8%だからといってハーグ制度の追加意匠手数料にこれを単に適用すると約250スイスフランとなり、現在の19スイスフランと比較すると大幅な増額となってしまいます。そこで現実的に可能性のある額を模索するために、将来の支出及び収入予想を踏まえ、30スイスフラン刻みでシミュレーションを行いました【図5】。

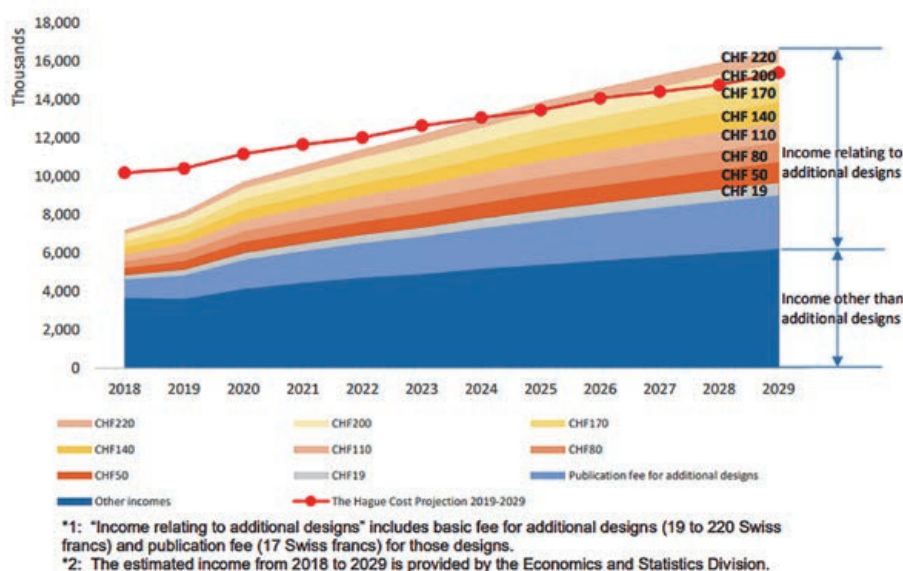


図5 追加意匠手数料増額シミュレーション

結果、19スイスフランを50スイスフランに改定するという提案をいたしました。上図から読み取れるとおり追加意匠手数料を50スイスフランに改定したとしても赤線で示された予想支出額(The Hague Cost Projection 2019-2029)をカバーすることはできませんが、ハーグ同盟の財政健全化に向けての第一歩という意味で重要な提案となりました。

ハーグ作業部会の場合における議論では、上述の一意匠目と追加意匠の額の開きや現在の設定額が約20年前に決定されたこと等を考慮して参加国からは概ね異議もなく採択され、次回のハーグ同盟総会に諮ることになりました。加えて、次回ハーグ作業部会に向けて、更新の際の追加意匠手数料の額の見直しを含め手数料体系の見直しをさらに検討することとなりました。

知財制度において、意匠単独で収支のバランスをとることの困難さは、日本の特許庁でも常日頃から感じていたことですが、WIPOでもこれに直面することになりました。ほとんどの国や地域に当てはまることと思いますが、一般的に意匠の出願件数は特許や商標に比べて少ないので、出願料をはじめとする手数料をメインの収入源とする組織にとって、意匠による収入もまた少ないのが通例かと思えます。しかし、だからといって意匠制度の運用の質を落としていいというわけでは当然なく、他の制度と同様のサービスを提供しなければなりません。料金改定による財政健全化も重要ですが、意匠出願件数の増

加につながるような魅力ある制度への改善、また普及活動等、考えていくべきことはまだまだたくさんあると再確認させられました。

#### 4.3 ハーグ制度における言語追加の可能性

現在ハーグ協定において使用できる言語は英語、フランス語、スペイン語ですが、これにロシア語と中国語を追加する可能性について議論するための提案を行いました。

##### (1) 背景及び概要

2018年に開催された第7回ハーグ作業部会にてロシアからロシア語をハーグ制度の公式言語に追加する旨の提案がなされました。さらにその後、中国より、中国語をハーグ制度の公式言語に追加する要望がありました。

そこで国際事務局は、ハーグ制度に新たな言語を導入するにあたっての基準、メリット、また想定されるコスト等を分析し、第8回ハーグ作業部会の場合において提示しました。

新言語導入のメリットに関しては、言うまでもなく当該言語を利用するユーザーや官庁にとって翻訳負担が軽減されるのでより利用しやすい制度になることですが、新言語導入によって発生するコストに関しては、国際事務局が大きく負うこととなります。したがって国際事務局での数あるプロセス(例えば、国際出願の受け付け、名義人と国際事務局の通信、国際公表等)のうち、新言語をどの程度まで



導入するかによっていくつかのオプションを提示しそれを実施するにあたっての予想されるコストを提示しました。

## (2) ハーグ作業部会での議論

ロシア語の導入に関しては、ロシア語圏の加入国より、他のロシア語圏国のハーグ加入も促進できる、ロシア語は国連公用語のひとつである等の理由から賛同がありました。また中国からは、現在ハーグ協定加入に向けて準備を行っているところであり、中国語が導入されれば、より多くの出願が期待できる旨の意見が表明されました。その他、韓国からはハーグ制度をよく利用している国の言語を導入すべきとして韓国語の導入が提案されました。

しかし、当該言語使用国以外や既に導入された三言語を使用する国にとっては、新言語の導入のメリットはそれほど大きいわけではなく、むしろそれによるコスト増を負担しなければならないというデメリットの側面が大きく、日本、米国、スイス、フィンランド、フランス、スペイン、英国からは新言語導入によるコスト増大を懸念する旨の意見が出されました。

結果、国際事務局は次回ハーグ作業部会の議論のために、中国語及びロシア語導入のより詳細なコスト試算や技術的な実現性について分析した文書、新言語導入のための基準の議論のための文書を用意することとなりました。

こうした言語の議論は着地点を探すのが難しいと感じました。それは利害国がはっきりと分かれるからです。当該言語使用国にとっては大きなメリットがあるものの、そうでない国にとってはデメリットが大きいので、必然的に両者の意見は二極化することになります。そうすると、妥協点を探すのが非常

に難しいと感じました。

また、確かに韓国や日本などは出願数こそ多いものの、その言語を使う国がその国以外にないので他国からの賛同は得られにくいですが、地理的に広範に使用される言語（ロシア語等）は、その言語を利用する多数の加入国からサポートを受けられるので、こうした国際的な議論の場では有利だと感じました。

現在ハーグ協定においては英語、フランス語、スペイン語での国際出願が可能ですが、実際に国際出願に使用される言語の約9割は英語（英語89.2%、フランス語9.9%、スペイン語1%）という状況です【図6】。こういった不均等があるところ新言語導入でどれだけの出願が見込まれるのか、そのコスト増大と先の議題のハーグ同盟の赤字問題を考え併せると、現実的に新言語をこのタイミングで導入できるかという問題もあります。様々な制度、言語を持つ加入国が増えるにしたがって避けられない複雑化と、シンプルで使いやすい制度とのバランスを模索するのが国際事務局の大きな役割だと実感させられます。

## 4.4 国際公表時期の延長

この議題において、国際事務局は、共通規則第17規則(1)(iii)において規定されている、国際登録の公表の時期を国際登録の日から6ヶ月から12ヶ月に変更するという提案をしました。

### (1) 背景

共通規則第17規則(1)(iii)において、国際登録は、国際登録の日の6ヶ月後に公表される旨規定されております。また、1999年協定において国際登録の公表の延期は出願日から又は優先権が主張されている場合は優先日から最長30ヶ月まで認められ

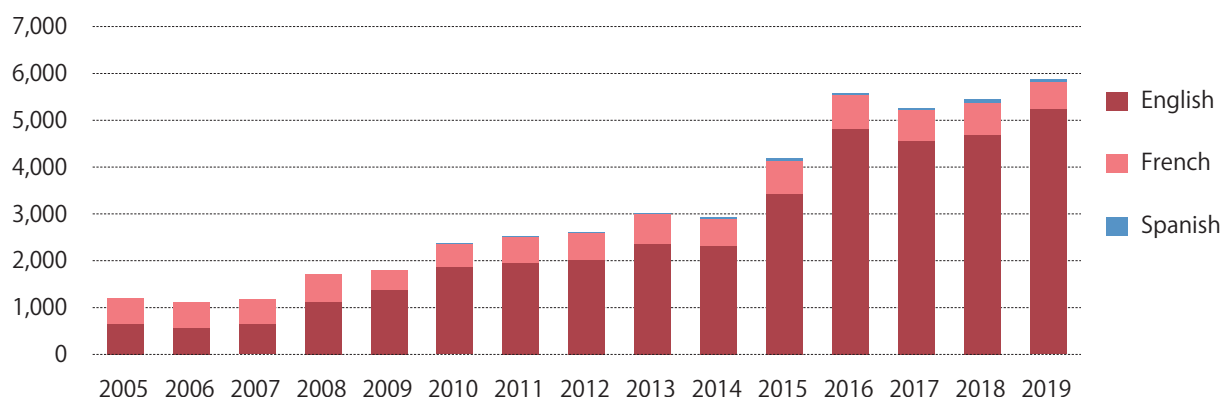


図6 出願言語別国際出願件数推移

ています。ところが、公表の延期期間は国際出願で指定された締約国のうち最も公表期間が短い国に合わせていることとなっていますので、国際出願で指定した国が公表の延期を認めていない国（本稿執筆時点で第11条(1)(b)に基づき公表の延期を認めない旨宣言している締約国は、ハンガリー、アイスランド、メキシコ、モナコ、ポーランド、ロシア、ウクライナ、米国、ベトナム）であったり公表の延期期間が短い国であったりした場合、その出願人は公表の延期の利益を十分に享受することができません。このため、短期間で公表されることを懸念してハーグ制度を利用して当該国を指定することを躊躇しているという声（特に製品デザインが決定されてからそれが市場に出るまでに長い年月を要するプロダクトを扱う業種）も国際事務局に届いておりました。こういった意見を考慮して共通規則第17規則(1)(iii)に規定される標準公表期間を6ヶ月から12ヶ月に延長する提案をしました。

本提案については、多くの締約国及びユーザー団体から支持され、ユーザーの利便性の観点から、出願後であっても即時公表請求が可能であることを明確化する規定についても併せて議論がなされ、規則案に追加されることとなりました。一方、公表時期が遅くなることで国内実体審査の開始が遅延することを懸念する意見を表明する締約国もあったため、国際事務局がユーザー団体への包括的な調査を実施し、次回作業部会において、当該調査結果をもとに継続して議論することとなりました。

この作業部会の決定を受け、国際事務局は作業部会後に標準公表期間の延長の是非やその理由等を含んだ質問票を作成し、ユーザー団体に送付しました。現在、得られた回答を集計し次回第9回ハーグ作業部会のための準備を行っているところです。

#### 4.5 名義変更の要件緩和<sup>13)</sup>

名義変更の請求に際しては、新名義人が現名義人の署名を伴わずに単独申請を行う場合、現名義人の締約国の権限のある当局による認証付きの証明書の提出が義務化されています（第21規則(1)(b)(ii)）。国際事務局は実際に名義変更の請求を受け取ります

が、当局による認証が添付されていない場合、変更の記録が出来ないことを新名義人に通知することとなります。この手続は、当該証明書を準備するユーザー、及び認証の有無を審査する国際事務局の負担となっています。そのため、証明書の「締約国の権限のある当局により認証」を不要とする一方、そのセーフガードとして、現名義人に名義変更への異議申立ての機会を与える規則改正が提案され、施行予定日を2021年1月1日として特段の異議無く採択され、次の同盟総会に諮ることとなりました。

## 5. おわりに

ハーグ協定が日本で2015年5月13日に発効してから5年以上が経過しました。日本以降にハーグ協定に加入した国は現在までに16か国にのぼります。65あるハーグ協定の締約国の中で、日本はもはや新規加入国とは呼べません。むしろ日々の国際事務局の業務の中で、各国の意匠制度や運用を比較する際、必ず参照されるような代表的な審査国としての地位を占めており、ハーグ制度における日本のプレゼンスは高いと言えるでしょう。こうした環境において、日本の意匠制度に通じた者の存在は重要だと日々感じます。本稿で紹介した国際事務局での業務が日本のユーザーの皆様のお役に立てば幸いに思います。

### profile

尾曲 幸輔（おまがり こうすけ）

平成 15年 4月 特許庁入庁（審査業務部産業機器）  
 平成 20年 10月 審査業務部意匠課企画調査班  
 平成 23年 7月 フィンランド・アールト大学客員研究員  
 平成 24年 7月 審査業務部意匠課意匠制度企画室  
 平成 25年 9月 外務省経済局知的財産室  
 平成 26年 10月 審査第一部意匠課意匠審査機械化企画調整室  
 平成 31年 3月 WIPOハーグ登録部法務室  
 現職に至る



13) [Working Group on the Legal Development of the Hague System for the International Registration of Industrial Designs]  
[https://www.wipo.int/edocs/mdocs/hague/en/h\\_ld\\_wg\\_8/h\\_ld\\_wg\\_8\\_7.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/hague/en/h_ld_wg_8/h_ld_wg_8_7.pdf)